平成２２年（フ）第１３５号
長崎県佐世保市大和町884番地１　奥田アパート102、旧住所愛知県安城市桜町22番25号
債務者　鈴木　美保
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月20日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第２５４号
青森市旭町２丁目26番10号
債務者　沢田　房子
1　決定年月日時　平成22年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月25日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２６０号
青森県上北郡野辺地町字浜掛３番地
債務者　熊谷　光子
1　決定年月日時　平成22年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月１日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１２６号
愛知県豊橋市三ノ輪町３丁目92番地　Ａ－202
債務者　山下　大輔
1　決定年月日時　平成22年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月９日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第１２９号
愛知県豊川市本野町中貝津35番地
債務者　貝原かおり
1　決定年月日時　平成22年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月９日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第１０２号
長崎県北松浦郡佐々町羽須和免628番地
債務者　柴田　冬子（旧姓松永）
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月20日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第１５３号
長崎県佐世保市小佐々町西川内123番地６
債務者　鳥羽　和重
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月20日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第１５５号
長崎県佐世保市瀬戸越３丁目13番２－401号
債務者　中内　　忠
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月20日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第３０２号
愛知県岡崎市伊賀新町24番地12　エスポワール206
債務者　馬場　正和
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月９日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第５３号
栃木県那須塩原市埼玉46番地２
債務者　石塚　　勝
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月27日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２２年（フ）第２４７号
静岡県浜松市南区芳川町835番地　セレクトハイムⅠ－104、前住所石川県金沢市保古町ニ151番地２
債務者　濱道　庄七
1　決定年月日時　平成22年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月27日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第２７７号
静岡県浜松市中区幸２丁目10番２号
債務者　森田　裕也
1　決定年月日時　平成22年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月27日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第５５７号
東京都八王子市谷野町1051番地４
債務者　三畑　禮子
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月３日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第５５８号
東京都八王子市谷野町1051番地４
債務者　比嘉　文子
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月３日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３４６号
愛知県岡崎市西魚町35番地５　Ｐａｒｃ，ｕｍｅｍｕｒａ302
債務者　天野真理子
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月30日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係